

第 6 4 号議案

中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例

中間市市立保育所設置条例（昭和47年中間市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業）

- 第9条 児童（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は満3歳未満の幼児に限る。次項において同じ。）及びその保護者は、保護者の労働その他の事由の有無にかかわらず、乳児等通園支援事業（同条第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。次項において同じ。）を利用することができる。
- 2 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項において「乳児等通園支援保育料」という。）として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。
- 3 乳児等通園支援保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中間市市立保育所設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(乳児等通園支援事業)</u> <u>第9条 児童（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は満3歳未満の幼児に限る。次項において同じ。）及びその保護者は、保護者の労働その他の事由の有無にかかわらず、乳児等通園支援事業（同条第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。次項において同じ。）を利用することができる。</u> <u>2 市長は、乳児等通園支援事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項において「乳児等通園支援保育料」という。）として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。</u> <u>3 乳児等通園支援保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （出席の停止及び退所） <u>第10条</u> （略） （委任） <u>第11条</u> （略）	（出席の停止及び退所） <u>第9条</u> （略） （委任） <u>第10条</u> （略）